

施設 の 概要

(御形の里オートキャンプ場)

令和8年5月

兵庫県宍粟市

目 次

I. 施設の概要

1. 施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II. 施設の休館日・開館時間

- 1 休館日・開館時間・利用料金・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

III. 利用者人数及び自主事業の状況

1. 利用者人数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 自主事業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

IV. 修繕の実績

1. 修繕の実績・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

I. 施設の概要

御形の里オートキャンプ場

1. 施設の概要

指定管理業務仕様書（御形の里オートキャンプ場）記載の通り

II. 施設の休館日・開館時間

指定管理業務仕様書（御形の里オートキャンプ場）記載の通り

III. 利用サイト数、利用者数及び自主事業の状況

1. 利用組数の状況

① 過去2年間（令和6年度・令和7年度）の利用サイト数、利用者数は次のとおりです。

単位：組、人

使用区分	R 6	R 7
利用サイト数	1,216	1,124
利用者数	3,895	3,699
うち大人	2,609	2,451
うち小人、幼児	1,286	1,248

2. 自主事業の状況

自主事業として、物品の販売、物品のレンタルを実施。

※ 自主事業については、指定管理業務仕様書「IV. 管理運営に関する業務 1.(4) 自主事業について」のとおりとしますが、指定管理者が管理する施設を活用して行う自主事業については次の全ての項目に適合することを条件に、自主事業の実施を宍粟市が承認するものとする。

- 1 事業目的が、施設の設置内容に照らして適切であること。
- 2 事業日程が、一般利用者の施設利用を妨害しない範囲であること。
- 3 対象者の設定に公平性及び整合性が認められること。
- 4 事業実施に関する安全性及び補償体制が担保されていること。
- 5 事業内容が公序良俗に反しないものであること。
- 6 施設機能に損失又は低下が見込まれないものであること。
- 7 地域に著しく迷惑をおよぼさないものであること。
- 8 その他一般利用者の視点で疑義が生じない内容であること。

IV. 修繕の実績

1. 修繕の実績

令和6年度・令和7年度の主な修繕実績は、市、指定管理業者ともにありません。